

お知らせ 掲示板

★上士幌町役場 ☎01564-2-2111(代表)
※お問い合わせ先に記載の電話番号は、
役場各課の直通番号です。

募集

公営住宅入居者

- ◆町営住宅(ふれあい団地・14区)
入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が
15万8000円を超えず、町が定める
基準に該当する者
- 【募集住宅①】
A棟2階・11号【平成15年度建設】
3LDK(2人以上の世帯向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万6600円〜3万9700円
- 【募集住宅②】
B棟2階・26号【平成12年度建設】
3LDK(2人以上の世帯向け)
◆家賃(収入区分による)

- 月額2万6300円〜3万9200円
- 【募集住宅③】
G棟1階・91号【平成9年度建設】
2LDK・S(2人以上世帯または60
歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万1500円〜3万2000円
- 【募集住宅④】
G棟1階・96号【平成9年度建設】
3LDK(2人以上の世帯向け)
◆家賃(収入区分による)
月額2万4600円〜3万6700円
- 【募集住宅⑤】
D棟2階・63号【平成11年度建設】
2LDK・S(2人以上世帯または60
歳以上の単身高齢者向け)
◆家賃 月額5万2400円



- ◆入居資格
住宅に困窮していて、所得(月額)が
15万8000円以上、48万7000円
以下で、町が定める基準に該当する者
- ※所得に関わらず一律となります。

- ◆募集期間
いずれの住宅も4月1日(木)〜12日(月)
- ◆注意事項(各住宅共通)
◆募集戸数を超過して申し込みがあった
場合は、住宅の困窮度をもとに選考と
なります。
- ◆入居決定後、入居の前に家賃月額の3
か月分の敷金を納入していただきます。
- ◆利用できる駐車場所は各戸1台分のみ
です。
- ◆ペットを飼うことはできません。
- ◆入居者決定後の手続き等があります
ので、実際の入居可能時期は4月下旬
以降になります。
- ◆お申し込みやお問い合わせは、建設
課公営住宅担当(☎2・4297)まで

財務専門官採用試験

- 財務省北海道財務局では、財政、金融
のプロフェッショナルとして活躍する
財務専門官を募集しています。
- ◆受験申込受付期間
3月26日(金)から4月7日(水)
- ◆受験申込方法
次のURLよりお申し込みください。
<http://www.jinji-shiken.go.jp/yuken.html>
- ◆第一次試験日 6月6日(日)
- ※詳細、お問い合わせは北海道財務局
人事課人事係(☎011・709・
2311、内線4252)まで

食品加工研修会

今年度新たにオープンしました食品
加工センターにて、食品加工研修会を
実施します。第1回は甘味が特徴の上士幌
町産大豆「ハヤ
ヒカリ」を使っ
た味噌作りを
行います。
ぜひ地元の
食材を使った
手作り味噌を味わってみてください。
※多くの方のお申込みがあった場合、
人の密集を避けるために午後の部を
実施いたします。



- ◆第1回 味噌加工研修会
日時 4月17日(土)
午前の部 9時〜12時
(午後の部 13時〜16時)
- ◆会場 食品加工センター
- ◆対象 大人5名程度/回
(託児スペースはございません)
- ◆料金 1kg300円
(ご希望の量をお申し出ください)
- ◆持ち物 味噌樽や容器、エプロン、バ
ンダナ、ゴム手袋
- ◆申込み 4月9日(金)までにお電話な
どでお申し込みください
- ※本事業は、「まなびの森」対象事業です。
※お申し込みやお問い合わせは、食
品加工センター(☎/FAX2・
4839)まで

要約筆記者養成講座

聞こえの不自由な方に会話や講演会
などの内容を文字に変えて伝える要約
筆記の方法などの講座が開催されます。

- ◆日時 5月25日〜7月13日の毎週火
曜日 10時〜15時※全8回
- ◆場所 帯広市グリーンプラザ
- ◆申込期間 4月20日(火)〜5月14日(金)
- ※お申し込みやお問い合わせは、帯広
市役所障害福祉課(☎0155・65・
4147)まで

子ども発達支援センター 地域開放事業のお知らせ

発達支援センターでは施設を開放
し、身体を動かす活動を行っています。
4月以降の詳細につきましては、発
達支援センターのホームページにてご
確認ください。なお、新型コロナウイルス
の状況により予告なく変更または中
止となる場合があります。



※お問い合わせは、子ども発達支援セ
ンター(☎2・4773)まで

農業後継者奨学資金

◎農業後継者を指す方を応援します！
本町で農業後継者を指す方が高等
学校以上の学校に就学する場合には、
奨学資金の貸付を受けることができま
す。また、条件を満たした場合には返還
の減免制度があります。

- ◆資格 本町に住所を有する者または
その子弟で高等学校以上の学校に就学
し、学校を卒業した後、町内で農業に従
事しようとする者
- ◆支給金額
◆高等学校：月額1万円
◆大学、短期大学およびこれに準ずる学校
：月額1万5千円
- ◆奨学資金返還の減免
上士幌町において農業に従事した期
間が3年に達した場合等。
- ◆新規希望者のお問い合わせ期限
4月9日(金) 今年度新規に受給を希
望される方は、必ずこの日までにお問
い合わせください
- ※お問い合わせは、農林課農産担当(☎
2・4292)まで



パークゴルフ場・キャンプ場



5月1日(土)

よりオープン【予定】

◆たか台公園パークゴルフ場のトイレ改修工事を予定しております。工事中は、コースをご利用の際にご不便とご迷惑
をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

※お問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

- ◆たか台公園パークゴルフ場
 - ◆交通公園パークゴルフ場
 - ◆航空公園キャンプ場
 - ◆航空公園パークゴルフ場
 - ◆糠平温泉文化ホール公園パークゴルフ場
- コースなどの状況により開設を延期する場合があります。

交通公園交流施設 5月1日(土) オープン!

パークゴルフなどで公園を訪れた方の休憩場所として、また、焼き台等を
持参して焼き肉交流会を開催するなど、多目的な利用が可能です。

焼き肉や10名以上の団体で利用する場合は、申し
込みが必要です。お申し込みは、土・日・祝日を除く利
用日の3日前までに商工会に申請してください。

◆新型コロナウイルス感染症対策のため、施設をご利用の際は飛
沫感染対策や手指消毒などの徹底をお願いいたします。

※施設利用のお申し込みは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

※その他、施設に関するお問い合わせは、建設課車両・公園担当(☎2-4297)まで

申請受付は4月12日(日)から
商工会にて受付開始!



申請受付は4月12日(日)から
商工会にて受付開始!

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の皆さまへ

新型コロナウイルスによる事業者への影響を緩和し、事業者を支援するための経済産業省の支援策をご案内します。
(令和3年3月4日現在)

■資金繰り支援

①セーフティネット保証4号	最近1か月の売上高が前年度同比▲20%以上減少し、かつその後の2か月間を含む3か月の売上高前年度比20%以上減少が見込まれる場合、自治体からの要請に基づき、別枠で100%保証
②セーフティネット保証5号	最近3か月の売上高が前年度同比▲5%以上減少の場合、重大な影響が生じている業種に、別枠で80%保証
③危機関連保証	最近1か月の売上高が前年度同比▲15%以上減少し、かつその後の2か月間を含む3か月の売上高前年度比15%以上減少が見込まれる場合、セーフティネット保証枠とは異なる別枠で100%保証
④セーフティネット貸付の要件緩和	売上高の減少等の程度に関わらず、今後の影響が見込まれる場合も含めて融資
⑤衛生環境激変対策特別貸付	一時的な業況悪化等となった旅館業等営業者に、通常とは別枠で特別貸付
⑥金融機関等への配慮要請	事業所からの返済緩和要望等への柔軟な対応を要請

■一時支援金

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不用不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が前年度比▲50%減少した中堅・中小企業者に一時支援金を支給します(緊急事態宣言の発令地域の飲食店と直接・間接の取引がある事業者が要件)
---------------------	--

■経営環境の整備

①新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し支援金・給付金の支給
②雇用調整助成金の特例措置	一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成
③小学校等の臨時休業に伴う補助者の休暇取得支援	小学校等に通う保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた企業に対する助成【適用日:令和2年2月27日～令和3年3月31日】

■中小企業・小規模事業者向け相談窓口

機関名	連絡先
上士幌町商工会	01564-2-2339
日本政策金融公庫 帯広支店 国民生活事業	0155-24-3525
商工中金 帯広支店	0155-23-3185
北海道信用保証協会	011-241-2234
北海道経済産業局 産業部中小企業課	011-709-1783

詳しくは、経済産業省HP特設ページに掲載しています。
「経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連」で検索、または右のQRコードよりご確認ください。



／ 広報かみしほろをネットやスマホアプリで見ることができます! ／

マチを好きになるアプリ

マチイロ

ダウンロードはこちらから

App Store からダウンロード

Google Play でダウンロード

上士幌町公式ホームページ

新消防庁舎トレーニング室等一般開放のお知らせ

新しい消防庁舎では、町民の皆さまにトレーニング室や研修室などをご利用いただけるよう、一般開放を実施いたします。

5月1日からの開放を予定しておりますので、ぜひご利用ください。
※お問い合わせは、消防課(☎2・2519)まで

消防庁舎電話回線移設工事

消防庁舎電話回線の移設により、次の日程において消防の代表電話(☎2・2519)が繋がりにくい時間帯が発生します。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解ご協力よろしくお願いたします。

◆日時 3月26日(金) 13時～17時30分
※お問い合わせは、消防課(☎2・2519)まで

消防水利除雪のお礼

町民の皆さまには、日頃より消火栓や防火水槽など、消防水利の除雪にご協力いただき、心より感謝申し上げます。上士幌消防署・消防団では、降雪時に消火栓や防火水槽の除雪を行っておりますが、大雪の際などは作業が遅れる場合があります。

消火栓や防火水槽は、火災活動時に重要な水源となり、緊急時においても使用できるようにしておくことが大変

重要です。今後とも皆さまのご協力を願っています。
※お問い合わせは、消防課(☎2・2519)まで

協会けんぽからのお知らせ

【令和3年度保険料率改定のお知らせ】
令和3年3月分(4月納付分)から、健康保険料率は10.45%(プラス0.04ポイント)、介護保険料率は1.80%(プラス0.01ポイント)となります。
皆さまのご理解を頂きますようお願い申し上げます。
※お問い合わせは、協会けんぽ北海道支部(☎011・726・0352)まで

心身障がい者の巡回相談

道立心身障害者総合相談所による令和3年度の巡回相談が、次のとおり開催されます。

- ◆実施日 第1回5月10日(月)～13日(木) 第2回8月30日(月)～9月2日(木) 第3回11月8日(月)～11日(木) 第4回1月25日(火)～26日(水)
- ◆場所 帯広市グリーンプラザ
- ◆相談内容 身体・知的障がい者に関する相談・判定
- ◆対象者 18歳以上
- ◆申込み 相談は予約制です。利用を希望される方は、お申し込みください。
※お申し込みやお問い合わせは、保健福祉課福祉担当(☎2・4296)まで

スポーツ振興助成と指導者等助成

上士幌町のスポーツ振興を目的とした助成制度があります。ぜひご利用ください。

スポーツ振興助成

各種スポーツにおける団体および個人の全道・全国大会に出場する経費の一部を助成します。

- 対象者
 - 【個人】 ・町内在住者
 - ・上士幌高等学校在籍者
 - ※町外の各種学校に在籍する生徒・学生は対象外
 - 【団体】 ・町民が主体となって活動している団体(少年団・部活動等)
- 対象人員
 - 【個人】 出場登録選手のみ ※高校生以下は、選抜大会を除き引率者1名も助成対象とします
 - 【団体】 出場登録選手 + 引率者2名以内
- 助成内容
 - 大会会場までの交通費、宿泊代、食事代、大会参加料を、助成基準により支給
 - ※社会人は、対象経費の5割を支給
- その他
 - 予選や選考会を伴わない全道・全国大会は対象外

スポーツ指導者等助成

町のスポーツ振興と指導者の充実を図るため、各種スポーツの研修会等にかかる経費の一部を助成します。

- 対象者
 - ・町内スポーツ少年団指導者
 - ・町体育連盟に加盟の団体会員
 - ・その他教育委員会が特に認めた個人
- 対象研修会等
 - ・体育協会主催の研修会等
 - ・各競技団体主催の研修会等
 - ・その他、教育委員会が認める研修会等
 - ・各スポーツの資格取得(審判、指導者等)に係る講習会等
 - ※研修会等は道内で開催された場合のみ対象
- 対象人員
 - 各団体につき同一年度内に1回で2名以内
 - ※資格取得に係る講習会等への参加は1名のみ
- 助成内容
 - 研修会等会場までの交通費、宿泊代、食事代、研修会等参加料を、助成基準により支給

※お申込み・お問い合わせは、教育委員会生涯学習課社会体育担当(☎2-3024)まで

中学生以下の子どもがいる世帯で、住宅を新築・中古購入したら 子育て支援・少子化対策住宅建設助成金交付事業

◆実施期間 令和2年4月1日から3年間

◆助成要件

- ①住宅部分面積80㎡以上(新築、中古購入)で、店舗併用住宅も可とします
- ②新築購入の建売については、建設後3年以内のものであること
- ③中古住宅は、2親等以内の親族からの売買でないこと
- ④中古住宅は、昭和57年以降の建設であること
- ⑤移転補償費の交付を受けていないこと
- ⑥建築基準法等に適合すること
- ⑦「上土幌町定住住宅建設等促進奨励事業」の交付を受けないこと
- ⑧町税等の滞納がないこと
- ⑨暴力団員等でないこと
- ⑩3年以上住宅を保有すること
- ⑪住宅には風呂、トイレおよび台所を備えること

◆申請方法

物件に入居完了後の申請となります。申請期限は、所有権保存登記(もしくは所有権移転登記)完了後1年以内とします。

◆対象者

中学生以下の子どもと同居する世帯で、住宅を新築・中古購入した世帯の代表者

◆助成金

子どもは申請時に中学生以下の子を対象とします。

- ①新築(建設および建売)の場合
 - 子ども1人あたり100万円
 - ⇒町内建設業者による施工販売は、上記助成金の合計額に50万円を加算します。
 - 例:子ども1人の場合…計150万円
2人の場合…計250万円
- ②土地付き中古住宅購入の場合
 - 子ども1人あたり50万円
 - ※ただし、購入額の1/3以内

◆助成金等の給付方法

総額の9割を現金振込(助成金)とし、残りを商品券(報奨金)で交付します。

上土幌町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/page/00000192>)から申請様式をダウンロードできます



町内に賃貸住宅を建設するには

定住促進賃貸住宅建設助成事業

快適な住宅を確保し、町内への定住と移住促進を図るため、賃貸住宅の建設費用の一部を予算の範囲内で助成します。

◆助成対象者

町内に賃貸住宅を建設する個人および法人の方

◆助成要件

- ・各戸に玄関、トイレ、浴室、台所が設けられていること
- ・建設後7年間以上賃貸住宅の用に供すること
- ・個人事業主の場合は、助成対象者本人および2親等以内の親族が入居しないこと
- ・法人事業主の場合は、当該法人の役員および当該役員の2親等以内の親族が入居しないこと

※公共下水道の計画区域外に賃貸住宅を建設する場合は、合併処理浄化槽の設置費用および維持管理費用の助成もあります。



◆助成額

施工業者 事業主	戸建て住宅 (戸当り49.5㎡以上)		集合住宅 (戸当り49.5㎡以上)		小規模住宅(戸建て・集合) (戸当り19.8㎡以上49.5㎡未満)	
	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者	町内業者	町外業者
町内居住者 町内法人	3.3㎡当り12万円 (最大240万円)	3.3㎡当り7万円 (最大140万円)	3.3㎡当り10万円 (最大200万円)	3.3㎡当り6万円 (最大110万円)	3.3㎡当り12万円 (最大100万円)	3.3㎡当り7万円 (最大60万円)
町外居住者 町外法人	3.3㎡当り11万円 (最大220万円)	3.3㎡当り6万円 (最大130万円)	3.3㎡当り9万円 (最大180万円)	3.3㎡当り5万円 (最大100万円)	3.3㎡当り11万円 (最大90万円)	3.3㎡当り6万円 (最大50万円)

住宅の建設・購入・ リフォームに助成します



※お問い合わせは、建設課建築担当(☎2-4297)まで

令和6年3月31日まで延長します!

町内の業者で、住宅を新築・リフォームする方へ!

定住住宅建設等促進奨励事業

➤奨励金交付対象者

1. 町内に住所を有する施工業者が施工する新築、リフォームまたは法改修を行う方
2. 現在町内にお住まいの方、または新築・リフォーム完了後の住宅に転居する方
3. 町税を完納している方

➤補助内容など

◆実施期間 令和6年3月31日まで

バルーンスタンプ協同組合が発行する「商品券」により次の額を補助します

【新築】

- ・賃貸住宅は対象外
- ・申込者ご自身が居住するための住宅かつ新築後自ら所有することになる住宅
- ・建築費用が500万円以上の住宅であること。

➡➡ 延床面積が49.5㎡以上の住宅…50万円分
延床面積が49.5㎡未満の住宅…20万円分

【リフォーム】

- ・申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有または申込者の1親等以内の方が所有する住宅
- ・修繕、増減築、内外装の改修、設備機器の補修および取替え工事
- ・税込みの工事費が50万円以上の工事(他制度の補助対象費用を除く)
- ・年度内(4月～翌年3月)に完了する工事

➡➡ 工事費の10%以内に相当する額
…上限20万円(千円未満切り捨て)

【法改修】

- ・申込者ご自身が居住する住宅で、自ら所有する住宅または所有者の方の承諾を得た住宅
- ・介護保険法もしくは障害者総合支援法に規定する住宅改修
- ・手すりの設置、段差解消など法と同様の要件で改修を行う工事

➡➡ 法で規定する支給限度基準額(20万円)を超える経費に対して10万円を限度とする額(千円未満切り捨て)

➤申請方法

工事着工前に利用申込書を提出してください。

申請様式は、町ホームページ (<https://www.kamishihoro.jp/page/00000046>) からダウンロードできます。

ダウンロードはこちらから▶



国税専門官の募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する国税専門官を募集しています。令和3年度の採用試験の概要は、次のとおりです。

◆受験資格

- ◇平成3年4月2日から平成12年4月1日生まれの者
- ◇平成12年4月2日以降生まれの者で大学を卒業する見込みの者など別に定める者

◆申込受付期間

申込みはインターネットにより行ってください。

3月26日(金)9時～4月7日(水)

◇申込専用アドレス

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

◆第1次試験

【基礎能力試験、専門試験(多肢選択式及び記述式)】 6月6日(日)

◆第1次試験合格者発表日

6月29日(火)

◆第2次試験【人物試験及び身体検査】

7月5日(月)～7月16日(金)のうち指定する日

◆最終合格者発表日

8月17日(火)

※お問い合わせは、札幌国税局人事第2課採用担当(☎011-2331-5011、内線2315)または帯広税務署(☎0155-24-2161(自動音声でのご案内)まで)

創業促進支援事業や農林商工等連携・ビジネス創出促進事業の活用事例のご紹介!

クラストキッチン
齊藤 肇さん

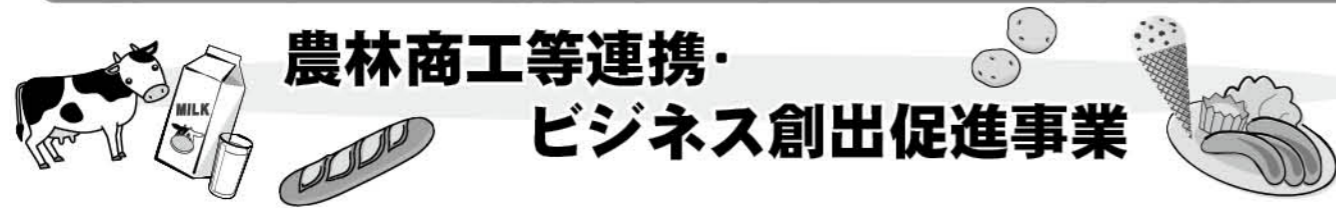


いつもの料理にオリジナルスパイスを一振りするだけで、まるで世界各国を旅しているような気持ちにさせてくれる「旅するスパイス」。開発・販売をしている齊藤さんは、令和元年度に上士幌町農林商工等連携・ビジネス創出事業の「事業化推進事業」を活用し、上士幌町産の豆とスパイスをコラボした商品を開発しました。さらに令和2年度には上士幌町創業支援事業の「空き店舗・空き家活用事業」を利用して空き店舗を改修し、創業しました。



その他の商品開発や創業事例は町HPにて掲載中! 申請を検討している方はお気軽にご相談ください!

農林畜産物などの地域資源を活用した新商品などの開発を支援!



農林商工等連携・ ビジネス創出促進事業

◆事業概要

事業名	内容	対象経費	対象者	補助金額
ソフト 事業	プラン創出事業	新しい商品などを作るため、専門家の話を聞いたり、試作品を作りたい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円
	事業化推進事業	試作した商品などを販売して、消費者の反応を研究したり、販売先の開拓をしたい	上記のほか、外注加工費、試験依頼費、市場調査費、委託費等	町内(事業完了までに転入見込含む)の個人・法人・団体等
	ブランド化推進事業	既にある商品などをもっと売れるための調査をし、販売先の拡大や商品に磨きをかけたい		
ハード 事業	商品開発推進事業	実際に商品開発を行う際に必要となる、器具・機械を購入したい	新商品開発、既存商品の付加価値を高めるための器具・機械購入経費	補助対象経費の1/2以内 限度額100万円
開発 新分野 事業	調査研究事業	新たな分野で事業展開したい	専門家謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、原材料費等	補助対象経費の8/10以内 限度額30万円

◆公募期間 1次募集 4月1日(木)～8月31日(火) / 2次募集 9月1日(水)～12月29日(水)

◆提出書類 農林商工等連携・ビジネス創出促進事業計画承認申請書、事業計画書、その他必要な関係書類。様式は、商工観光課窓口または町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、商工観光課商工担当(☎2-4291)まで

地場産業の振興

商店街の活性化

雇用の促進



◆事業概要

新たな創業を支援します! 上士幌町創業促進支援事業

地場産業の振興や商店街の活性化、雇用の促進のため、上士幌町において新たに事業活動を行う方や新規分野での事業を行う方、現に事業を行っている事業者等を支援します。

事業名	内容	対象経費	補助金額
新規創業支援事業	新築、増改築(住宅部分除く)、賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・新築(建設費)、増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
空き店舗・空き家活用事業	空き店舗または空き家(住宅部分除く)を取得または賃貸物件を改修し、新規事業を行うもの	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費 ・賃貸家賃 ※土地・建物の取得費は除く	1/2以内 限度額 300万円 【家賃】月額家賃 70%以内 限度額 5万円/月 (最長1年間)
店舗改修支援事業	老朽化した店舗等の改修 ※事業を承継する場合のみ ※商工会への加入が必要	・増改築、改修費 ・備品購入費(1件5万円以上) ・改修設計委託費	1/2以内 限度額 200万円

※1事業者あたり、各事業1回限りで、補助の下限は50万円となります

対象事業の考え方

- 対象 ➡ ①店舗を構え、直接消費者へ商品やサービスを提供する事業
②加工機械や処理施設を有する工場を構え、他者に有償で商品を提供する事業
- ×対象外 ➡ ①管理事務所や商品の保管のみを用途とする施設 ②無店舗販売(通信販売等) ③仮設(テント)販売

◆対象者

- 町長が認めた事業計画を行う中小企業者(個人事業者を含む)およびNPO法人等で、次に該当する者
- ①上士幌町に居住(本社がある)、または事業開始までに居住(本社移転)する者
※ただし町内に同種の事業がないものは除く
 - ②3年間以上の事業継続が見込まれる者(1年間183日以上)の営業を行っている者
 - ③直近2年間の町税等を滞納していない者、または転入者は転出した市町村の市町村税等を滞納していない者

◆提出書類

創業促進支援事業計画承認申請書、創業計画書、その他必要な関係書類。様式は、商工会窓口または町ホームページ(<https://www.kamishihoro.jp/>)で入手できます。

※お問い合わせは、上士幌町商工会(☎2-2339)まで

老朽施設の解体撤去費用を補助します

令和3年度も老朽施設解体撤去促進事業を実施します。この事業は、町民の安心安全と住環境の維持向上を目指し、「自然の豊かさ」と美しさが実感できるまちづくりを進めるため、老朽施設を解体撤去する方に対して補助金を交付するものです。

◆補助対象者

- ①町内に老朽施設を所有する個人法人、団体など
- ②老朽施設を所有する者から解体撤去の委任を受けた者

◆補助対象事業

- 町内に住所を有する建設業、解体工事業者が解体をするもの
- 年度内に解体撤去が完了できること
- 事業完了後、常に清潔に管理すること
- 事業対象経費の総額が30万円以上の解体撤去工事であること
- 国や道、町などから補助金の交付を受けていないこと
- 家屋の建て替えの解体撤去でないこと
- 申請時に12か月以上使用していない老朽施設であること
- 建築後おおむね30年以上経過していること
- 過去にこの制度による補助金の交付を受けていないこと

◆補助対象経費

○解体撤去費および廃棄物処理費

◆補助額

○老朽施設の解体撤去に要した費用の

- 1/2以内とし、50万円を限度とする
- ◆交付手続き

○補助金の交付を受けようとする方は、事業着工前に補助金交付申請書に関係書類を添えて、提出してください。※お申し込みやお問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

浄化槽設置費用を一部助成

合併処理浄化槽設置費用および維持管理費用の一部を助成します。

◆対象区域 公共下水道計画区域の市街地を除く区域(ぬかびら源泉郷、幌加、二股地区も対象となります)。

◆対象者 町内で居住するための住宅に接続する10人槽以下の合併処理浄化槽を設置される方

◆助成要件

- ①浄化槽法や各種法令に適合していること
- ②町内業者による施工とすること
- ◆施設設置助成額 設置に係る費用の1/2以内

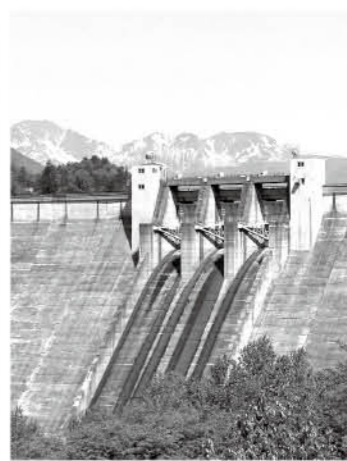
※ただし、限度額は5人槽55万円、7人槽65万円、10人槽80万円とします。

◆維持管理助成額 町内に居住し、10人槽以下の合併処理浄化槽の専用住宅に設置した方。年額2万5000千円

※お申し込みやお問い合わせは、建設課水道担当(☎2・4297)まで

電源立地地域対策交付金の活用

電源立地地域対策交付金は、電源地域で行われる住民福祉の向上に資する事業などに対して交付され、発電施設の理解促進などを図ることを目的としています。令和2年度、本町では認定ことも園事業の充実を図るために活用しました。



※お問い合わせは、企画財政課企画担当(☎2・4290)まで

石綿(アスベスト)含有商品の取り扱いについて

特定のメーカーから販売されたバスマット、コースターなどの珪藻土製品中に、基準を超える石綿が含まれているものがあることが判明し、メーカー等による回収が行われているところです。

これらの対象品を捨てる際には、必ずメーカー等に処分方法を確認し、メーカーに回収してもらおうなど、家庭ごと一箱に入れて捨てないようご協力をお願いいたします。

◆メーカー不明の製品を捨てる際には製品のメーカーや購入先、購入時期

が不明の製品をお持ちの方で、製品を捨てる場合には、以下の方法で対応するようお願いいたします。

- ①「有害ごみ」として出す。
 - ②役場に直接持ち込みます。
- 役場町民課窓口にて無料でお引き取り致します。

なお、メーカー不明の製品を捨てる際には、安全面を考慮してごみ袋に入れて密閉し、破損しないように注意して出してください。すでに破損している場合は、ごみ袋に入れ、テープ等でしっかりと封をして出してください。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2・4294)まで

YOSAKOIソーラン祭り 市民審査員募集

YOSAKOIソーラン祭り実行委員会では、6月に開催予定の標記祭りについて、市民審査員の公募を行っております。

◆活動日程 6月12日(土)、13日(日)

◆場所 札幌市中央区(大通公園周辺)

◆活動内容 演舞の審査

◆募集期間 4月1日(木)～30日(金)

※活動内容や内容等の詳細は、ホームページの募集要項をご確認ください。

<https://www.yosakoi-soran.jp/>

※お問い合わせは、YOSAKOIソーラン祭り実行委員会(☎011・231・4351)まで

道の駅レストラン テイクアウトのお知らせ

道の駅かみしほろフレンチレストラン La Table de KAMISHIHOROでは、4月よりテイクアウトメニューの提供を行っております。

ご自宅での飲み会や少人数での会食に対応できるオードブルやシエフおまかせ弁当(10個以上のご注文に限ります)など、各種取り揃えておりますので、ぜひご賞味ください。

【テイクアウトメニューのご紹介】

◇オードブルバリエ(2人前) 3000円

十勝ハープ牛ローストビーフなど厳選した10種類を詰め合わせた豪華オードブルです。



※仕入れの都合により内容が変更となる場合があります。

※ほかにもさまざまなメニューをご用意しております。

※お問い合わせは、La Table de KAMISHIHORO(道の駅館内レストラン ☎7・7722)まで

みんなの学び応援事業

あなたの企画を応援します!

教育委員会では、「生涯学習によるまちづくり」を推進するため、広く町民を対象に自主的に企画運営する学習活動に対して、事業費の一部を支援しています。

- ◆主催団体の要件 5人以上の町民で構成する団体
- ◆企画事業の要件 学習会、講習会、講演会、講座、見学会、上映会、芸術鑑賞会などで、以下の事項にご留意ください。

- (1)主催団体が自主的に企画運営し、チラシやポスターなどを利用して、広く町民に参加を募集するもの。
※5人以上の参加を見込める内容とすること。
※主催団体の構成員のみを対象とした企画事業は認められません。
- (2)当該年度、1団体につき1事業とする。ただし、同年度内で連続して行う事業は1つの事業とみなす。
- (3)同一団体が同一事業を継続して行う場合は、3年度または3回を上限とする。
- (4)企画事業は、政治活動、宗教活動、営利営業活動(塾的要素も含む)、個人の利益や売名行為および受験等資格取得を目的としないものとする。
- (5)国または地方公共団体等から補助を受ける事業は認められません。

※講師招へいに係る経費は、講師が主催団体に属する場合、またはそれと見受けられる場合は、対象となりません。

◆補助金の額 次のいずれか低い額とし、15万円を限度とします。

- (1)補助対象経費の10分の8(千円未満切り捨て)
- (2)補助対象経費から事業収入を差し引いた額

◆申込期間 4月1日(木)～11月19日(金)

第一次締切 4月20日(火)

第二次締切 11月19日(金)

◆事業計画の提出 「事業計画承認申請書」「事業計画書」を提出してください。※様式は教育委員会で配布。

- ◆採択方法 ①「事業計画承認申請書」の提出後、教育委員会にて審議します。
- ②審議後、「事業計画承認・不承認通知書」を団体へ送付します。
- ③承認された場合、事業実施前に補助申請の手続きを行います。

※「事業計画承認申請書」の提出から、事業開始まで1か月半程度、要することがあります。

※お申し込みやお問い合わせは、生涯学習課生涯学習・社会教育担当(☎2-3024)まで



国民年金の免除・納付猶予・
学生特例を受けたことのある方へ 『追納制度』のご案内

国民年金保険料の免除・納付猶予や学生納付特例を受けた期間がある場合、保険料を全額納付した場合と比べて将来受け取る年金(老齢基礎年金)が低額になります。

免除・納付猶予等を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することで、受け取る年金額を増やすことができます。また、追納すると社会保険料控除により、所得税・住民税が軽減されます。
※免除・納付猶予・学生納付特例の期間は将来の年金額には反映されませんが、年金を受け取るために必要な加入期間として扱われます。

■手続き

・年金事務所への追納申込が必要です。申込後に送付される納付書で保険料をお支払いください。(口座振替、クレジット納付はできません)

※日本年金機構ホームページから申請書ダウンロード、郵送での申込可

【注意事項】

1. 追納できる期間は、追納が承認された月の前10年以内です。
2. 免除・納付猶予等を受けた期間のうち、古い期間分からの納付になります。
3. 免除・納付猶予等を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合、当時の保険料に加算額が上乗せされます。(経過期間に応じて20～630円程度)
4. 老齢基礎年金を受給することが出来る方は、追納できません。

※お問い合わせは、帯広年金事務所(☎0155-25-8113)または町民課戸籍年金担当(☎2-4294)まで

♣ 住宅用火災警報器設置調査について

消防署では住宅用火災警報器の設置率の把握と町内の住宅防火の更なる推進を目的として、例年町民の方を対象とした設置調査を実施していますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、ウェブアンケートによる調査を行っていますので、アンケートにご協力をお願いします。

調査期間は5月24日(月)までとなっております。

住宅用火災警報器は寝室、2階に寝室がある場合は階段と寝室に設置が義務付けられています。また、住宅用火災警報器の電池寿命は約10年とされています。是非この機会に点検し、10年経過している場合は本体を交換して下さい。

♥ 上士幌消防署のFacebookを開設しました

上士幌消防署に関する情報や火災予防広報、イベント告知などをFacebookページで随時配信します。

QRコード▶



【消防サイレン試験吹鳴の変更について】

毎日12時(正午)に行っておりました消防サイレン試験吹鳴を、令和3年4月1日(木)より、毎月1日、15日の2回に変更いたします。なお、災害時の消防団招集は従来どおりサイレンを吹鳴します。

消防団の行事・訓練などでサイレンを吹鳴する場合がございますが、その際はあらかじめ周知させていただきます。



▲住宅用火災警報器アンケートフォーム



火の用心

【本年の出動状況】 2月28日現在の出動件数

- ◆火災出動 1件(うち2月 1件)
- ◆救急出動 42件(うち2月24件)

※お問い合わせは、上士幌消防署予防係(☎2-2519)まで



第3回英語検定・
第3回漢字検定合格者

町では、学習成果を実感できる事がとても重要なことから、平成28年度より各種検定の受験を奨励・助成し、受験料を助成しております。加えて、子どもたちの学ぶ意欲をより高めるために、合格者の氏名を掲載します(生涯学習センターわかにも掲示)。

【英語検定(令和3年1月22日実施)】

- ※準2級 佐藤光/杉森立平 ※3級 大江花凜/田中ななみ
- ※4級 荒木悠達

【漢字検定(令和3年1月30日実施)】

- ※2級 曾我ゆり ※5級 森本悠太/倉嶋伶 ※7級 吉田空雅
- /谷口雛汰/福澤愛琳 ※8級 石川太一/平井惑久
- ※9級 吉田芽琉 ※10級 井上心花
- ※希望されない方の氏名は掲載されておりません

※お問い合わせは、生涯学習課社会教育担当(☎2-3024)まで

犬の飼い主
のみなさんへ



野犬掃とうを実施します

上士幌町畜犬取締及び野犬掃とう条例の規定により、野犬掃とうを実施します。

- ◆実施期間 4月1日～9月30日
- ◆実施方法 捕獲・薬殺・檻
- ◆区域 町内一円

放し飼いの犬は、すべて野犬とみなされ処分されます。野犬を捕獲したときは役場で告示し、3日間保護いたします。飼い犬が不明になりましたら、すぐにご連絡ください。

狂犬病予防注射を実施します

▼狂犬病予防注射日程表

実施月日	実施時間	実施場所
4/8(木)	10:00～10:40	10区 三角公園北側
	11:00～11:40	7区 旧生きがいセンター駐車場
	13:10～13:40	3の2区 児童遊園地
	14:00～14:30	11区 旧フードセンター西支店様前
4/9(金)	10:00～10:15	豊岡 見晴台公園
	10:30～11:00	上音更コミュニティセンター前
	11:15～11:30	勢多地域自治会館前
	13:10～13:40	3の1区 ひふみ広場駐車場
	13:50～14:10	青少年会館前
4/12(月)	14:20～14:40	商工会様北側駐車場
	9:20～9:50	北居辺コミュニティセンター前
	10:10～10:30	旧東居辺小学校前
	10:50～11:30	旧北門小学校前
4/13(火)	13:20～13:40	旧磐城婦人ホーム前
	14:00～14:30	旧萩ヶ岡小学校前
	10:00～10:20	糠平消防会館前
4/14(水)	10:45～11:00	旧清水谷駅前
	11:20～11:40	萩ヶ岡消防会館前
4/14(水)	9:30～11:40	商工会様北側駐車場
戸別訪問日程		4/20(水)～22(金) 13:30～16:30

今年も4月に、集団接種および戸別訪問にて狂犬病予防注射を実施しますので、必ず受けるようにしてください。

なお、戸別訪問での予防注射を希望される方は、4月15日(木)までに役場町民課生活環境担当までご連絡ください。

◆料金(1頭につき)	
予防注射(集団接種)	3,240円
予防注射(戸別訪問)	4,200円
新規登録(1頭当り)	3,000円

※予防注射・新規登録料金は、つり銭のないようお願いいたします。

※お問い合わせは、町民課生活環境担当(☎2-4294)まで